

商工会会員 の皆様へ

セット加入  
できます

安心をおとどけする  
2つの保障プラン——

# ほのぼの共済

加入プラン		S型 スタンダードプラン (生命傷害共済セットⅢ)	L型 ライトプラン (傷害共済)
加入年齢		満6才以上満65才未満 (満70才未満まで継続できます)	満6才以上満80才未満
月払掛金		2,000円	1,000円
死亡 高度障害 共済金	傷害	交通傷害 500万円 傷害 300万円	交通傷害 ※災害含む 800万円 傷害 ※地震含む 400万円
	病気	100万円	
後遺障害 共済金	交通傷害 傷害	300万円～9万円	640万円～12万円
傷害入院 共済金	交通傷害 傷害 <small>事故日より 1年以内の実日数</small>	日額 8,000円 (1日目よりお支払い)	日額 3,000円 〔治療期間が7日以上の場合に〕 1日目よりお支払い
傷害通院 往診 共済金	交通傷害 傷害 <small>事故日より 1年以内の実日数</small>	日額 4,000円 (1日目よりお支払い)	日額 1,500円 〔治療期間が7日以上の場合に〕 1日目よりお支払い

〒790-0065 松山市宮西一丁目5番19号商工会館  
TEL (089)924-1103 (代)

愛媛県商工会連合会  
— 県共済 —

引受組合 愛媛県火災共済協同組合  
TEL (089)945-1313

お問い合わせ・お申し込みは



## ほのぼの共済の特徴

- ・ 選べる2つの保障プラン！ セット加入もできます！
- ・ 業務中以外の事故によるケガも保障！（24時間保障）
- ・ 法人負担の掛金は全額損金処理ができます！

## ご加入方法

### 共済期間

共済契約を締結した日の翌月1日の午前0時から1年間で毎年自動的に更新されます。ただし、責任の始期は共済契約を締結した日の翌日の午前0時となります。

### ご加入手続き

ほのぼの共済契約申込書兼預金口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、お近くの商工会にご提出ください。

### 掛金の払込方法

掛金をご指定口座からの自動引落としとなります。毎月17日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に引落としとなりますのでお手間がかりません。

## お支払い例

### スタンダードプラン

入院14日間

通院1回目

通院2回目

通院3回目

入院1日8,000円 × 14日 = 112,000円  
通院1日4,000円 × 3日 = 12,000円

合計 124,000円

### ライトプラン

入院5日間

通院1回目

通院2回目

通院25回目

治療期間7日以上

入院1日3,000円 × 5日 = 15,000円  
通院1日1,500円 × 25日 = 37,500円

合計 52,500円

### 共済金の請求とお支払い

被共済者が共済金の支払を受ける状態となったときは、60日以内に、必要書類を当組合または取扱代理所へご提出ください。共済金のお支払はご指定の口座振込となります。

① 共済金の請求手続きが遅れる場合には、必ず1カ月以内に事故の報告をしてください。手続きが遅れますと、お支払が遅れたり、あるいは支払われない場合もありますのでご注意ください。

② 当組合は、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかつた時以降の入・通院に対しては、傷害入・通院共済金を支払いません。

### 共済金をお支払いできない主な場合

① 戦争変乱

② 共済金受取人または被共済者の故意による場合ならびに犯罪行為、闘争行為、刑の執行

### 傷害・災害・高度障害

傷害とは外来の急激、かつ、偶然な事故により身体に被害を受けた場合をいい、いわゆるけがのことをいいます。

災害とは次の場合のことをいいます。

① 交通事故

② 道路通行中の被共済者が下記のア～ウに掲げる事故のいずれかによって被った傷害

ア. 建造物、工作物等の倒壊または建造物、工作物等からのもの落下

イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下

ウ. 火災または破裂、爆発

③ 台風・竜巻・落雷

高度障害とは次の場合のことをいいます。

① 両眼の視力を全く永久に失ったもの

② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。

⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの。

⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

職種によってはお引受できない場合がありますので、代理所または組合までご照会ください。

このパンフレットは、共済制度の概要を説明したものです。詳しくは「約款」「重要事項説明書」をご覧ください。

共済契約のご加入に際し、県内で事業を実施されている方は、1口200円の出資にて組合へ加入をお願いします。